

特定求職者雇用開発助成金(発達障害者・難治性疾患患者雇用開発コース)対象労働者雇入登録届

①安定所記入欄

平成 年 月 日

記入者

支給番号

1 対象労働者雇用事業所	名称	所在地	〒			
	②事業所番号	③求人申込日		平成 年 月 日		
	④賃金締切日 1:有(毎月末日) 2:有(1以外) 3:無	⑤(賃金締切日が2の場合) 毎月 日	⑥FAX番号			

2 対象労働者	雇用保険被保険者番号又は雇用保険支給番号					
	⑦(被保険者番号)					
	⑧(支給番号)					
	⑨氏名(漢字)					
被保険者番号又は支給番号が確認できなかった場合						
	⑩氏名(カナ)	⑪性別 1:男 2:女	⑫生年月日 年 月 日	元号 3:昭和 4:平成		
	⑬求職申込日 平成 年 月 日	⑭紹介年月日 平成 年 月 日	⑮雇入年月日 平成 年 月 日			
	⑯対象労働者種別 1:短時間					
	⑰発達障害の診断名(医師の診断書に記載されている名称を記入)		⑱難治性疾患の病名		⑲確認書類 1:医療受給者証 2:医師の診断書 3:公的機関が発行する書類	

3 職業紹介事業者等	対象労働者が職業紹介事業者等による紹介を受けた者である場合、職業紹介事業者等において記入					
	⑳許可番号					
	㉑職業紹介事業者等名称					
	㉒同意書提出日 平成 年 月 日		㉓職業安定局長の定める項目に同意する期間 平成 年 月 日 ~平成 年 月 日			
<p>先に提出した「雇用関係付金の取扱いに係る同意書」の「職業安定局長の定める項目」の第1の口に基づき、本票の記載に誤りのない旨届け出ます。 なお、雇用関係付金事務取扱手引のXIの3に基づく説明及びXIの4に基づく要件の周知を行ったものであることをあわせて届け出ます。</p> <p>平成 年 月 日</p> <p>職業紹介事業者等 所在地</p> <p>労働局長 殿 電話番号</p> <p>名称</p> <p>(公共職業安定所長) 氏名 印</p> <p>特定地方公共団体又は職業紹介の許可若しくは届出に係る事業所の名称、所在地、電話番号、代表者氏名を記載すること。 代表者氏名については、記名押印又は署名で記入すること。</p>						

安定所記入欄	㉔通知不要	㉕職場適応訓練費の支給の有無	㉖紹介事業者の種類				
	1:不要	1:有 2:無	1:有料職業紹介事業者 2:無料職業紹介事業者(許可) 3:無料職業紹介事業者(届出) 4:特定地方公共団体				
	㉗備考						
	制度周知文	非該当案内	申請案内	第1期	第2期	第3期	第4期

【注意事項】

- 1 特定求職者雇用開発助成金(発達障害者・難治性疾患患者雇用開発コース)対象労働者雇入登録届(以下「登録届」という。)は、特定地方公共団体、有料・無料職業紹介事業者及び無料船員職業紹介事業者(以下「有料・無料職業紹介事業者等」という)が、その取り扱う労働者を特定求職者雇用開発助成金(発達障害者・難治性疾患患者雇用開発コース)の対象労働者として職業紹介を行い、当該対象労働者が継続して雇用する労働者として雇い入れられた場合に、有料・無料職業紹介事業者等の事業所の所在地を管轄する労働局長に提出いただくものです。
なお、当該提出については、有料・無料職業紹介事業者等の事業所の所在地を管轄する公共職業安定所を経由して行うことができる場合があります。
- 2 登録届の提出は、対象労働者が雇い入れられた日後1か月以内に行うことが必要です。
- 3 登録届の記載に当たって、「1対象労働者雇用事業所」、「2対象労働者」、「3職業紹介事業者等」の各記入欄に記載を行ってください。
「※安定所記入欄」には記載を行わないでください。
- 4 「1対象労働者雇用事業所」について、
 - (1) ②欄の「事業所番号」には、対象労働者を雇い入れた事業所に係る雇用保険の事業所番号を記載してください。
なお、事業所番号が連続した10桁の構成である場合は、最初の4桁を最初の枠内に、残りの6桁を「-」に続く枠内にそれぞれ記載し、最後の枠は空枠とすること。
(例: 2101000001 →

2101

 -

000001

 -

--

)
 - (2) ③欄の「求人申込日」には、対象労働者の職業紹介に係る求人の申込日を記載してください。
 - (3) ④欄の「賃金締切日」には、対象労働者の雇入れに係る事業所の賃金締切日について、1から3のうちあてはまるものを数字で記載してください。
④欄に「2」と記載した場合、⑤欄に具体的な日を記載してください。この際、基本賃金と諸手当とで賃金締切日が異なる場合には、基本賃金に係る賃金締切日について記載し、基本賃金に係る賃金締切日が複数である場合には、雇入れ日又は雇入れ日直後に到来する賃金締切日について記載してください。
 - (4) ⑥欄のFAX番号には、②欄に記載した事業所のものを記載してください。
- 5 「2対象労働者」について、
 - (1) ⑦欄の「被保険者番号」には、対象労働者の被保険者番号を記載してください。被保険者番号は、前職に係るものと新たに就職した場合のものと原則として同一の番号です。⑧欄の「支給番号」は、対象労働者が雇用保険の失業等給付を受給している場合、これに係る番号です。⑦欄と⑧欄は、いずれか一方を記載することで足りります。
なお、被保険者番号が16桁(上下2段で表示されている。)で構成されている場合は、下段の10桁のみを記載すること。この場合、最初の4桁を最初の枠内に、残りの6桁を「-」に続く枠内に記載し、最後の枠は空枠とすること。
(例:

460118****
1301548210

 →

1301

 -

548210

 -

--

)
 - (2) ⑦欄又は⑧欄の記載を行った場合には、⑩欄、⑪欄及び⑫欄を記載する必要はありません。
 - (3) ⑬欄の「求職申込日」には、⑭欄の「紹介年月日」以前の直近の対象労働者の求職申込日を記載してください。
 - (4) ⑭欄の「紹介年月日」、⑮欄の「雇入年月日」には、③欄の求人に係るものを記載してください。
 - (5) ⑯欄の「対象労働者種別」には、取扱いに係る労働者を短時間労働者(一週間の所定労働時間が、20時間以上30時間未満である者)として職業紹介を行った場合に、1を記載してください。
 - (6) ⑰欄の「発達障害者の診断名」には、取扱いに係る労働者を発達障害者支援法第2条に規定する発達障害者として職業紹介を行った場合に、医師の診断書に記載されている診断名を記載してください。
 - (7) ⑱欄の「難治性疾患の病名」には、取扱いに係る労働者を難治性疾患を有する者として職業紹介を行った場合に、⑲欄の「確認書類」によって確認できた病名を記載してください。
なお、⑲欄の「確認書類」には、難治性疾患の病名を確認する際に使用した書類について、1から3のうちあてはまるものを数字で記載してください。
- 6 「3職業紹介事業者等」について、
 - (1) ⑳欄の「許可番号」には、職業安定法第30条第1項の許可を受けた有料職業紹介事業者及び同法第33条第1項の許可を受けた無料職業紹介事業者並びに船員職業安定法第34条第1項の許可を受けた無料船員職業紹介事業者については、それぞれの事業所ごとの許可番号を記載してください。特定地方公共団体及び職業安定法第33条の2等の規定による届出に係る無料職業紹介事業者並びに船員職業安定法第40条第1項の規定による届出に係る無料船員職業紹介事業者については、「雇用関係給付金の取扱いに係る同意書受理通知書」の4欄に厚生労働大臣許可番号に代えて記載された同意書提出番号を、この欄に記載してください。
 - (2) ㉑欄の「職業紹介事業者等名称」は、厚生労働大臣又は国土交通大臣の許可、届出又は通知に係る正式名称を記載してください。
 - (3) ㉒欄の「同意書提出日」は、「雇用関係給付金の取扱いに係る同意書」が提出された日として、「雇用関係給付金の取扱いに係る同意書受理通知書」下欄に記載された日を記載してください。
 - (4) ㉓欄の「同意対象期間」は、「雇用関係給付金の取扱いに係る同意書受理通知書」の「6職業安定局長が定める項目に同意する期間」欄に記載された期間を記載してください。
- 7 提出に当たっては、特定求職者雇用開発助成金(発達障害者・難治性疾患患者雇用開発コース)に係る対象労働者として職業紹介を行った際に、既に紹介先事業所に雇用等されている者又は紹介先事業所と雇用予約のある者を紹介した場合には、これらの者を雇い入れた事業主に対しては当該助成金が支給されないこととなりますので、十分御留意いただき、「1対象労働者雇用事業所」の事業主にあらかじめその旨周知した上で行っていただくようお願いいたします。